

広島県訓令第8号

本 庁
地 方 機 関

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

附属機関の委員等に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（広島県交通安全対策会議の委員の指名及び幹事の任命） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 環境県民局総括官 二 健康福祉局医務課長 三・四（略）</p> <p>（広島県障害者介護給付費等不服審査会の委員の任命） 第六条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の五第二項の規定により準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第九十八条第三項の規定により、西部こども家庭センター相談援助第一課長の職にある者を、広島県障害者介護給付費等不服審査会の委員として任命する。</p> <p>（広島県広島港地方港湾審議会の委員の任命） 第三十条 広島県地方港湾審議会条例（昭和四十九年広島県条例第三十七号）第三条第二項の規定により、土木建築局総括官の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する広島県広島港地方港湾審議会の委員として任命する。</p> <p>（広島県尾道系崎港地方港湾審議会の委員の任命） 第三十一条 広島県地方港湾審議会条例第三条第二項の規定により、土木建築局総括官の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する広島県尾道系崎港地方港湾審議会の委員として任命する。</p>	<p>（広島県交通安全対策会議の委員の指名及び幹事の任命） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 環境県民局県民生活部長 二 健康福祉局医療介護計画課長 三・四（略）</p> <p>（広島県障害者介護給付費等不服審査会の委員の任命） 第六条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の五第二項の規定により準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第九十八条第三項の規定により、西部こども家庭センター判定指導課長の職にある者を、広島県障害者介護給付費等不服審査会の委員として任命する。</p> <p>（広島県広島港地方港湾審議会の委員の任命） 第三十条 広島県地方港湾審議会条例（昭和四十九年広島県条例第三十七号）第三条第二項の規定により、土木建築局空港港湾部長の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する広島県広島港地方港湾審議会の委員として任命する。</p> <p>（広島県尾道系崎港地方港湾審議会の委員の任命） 第三十一条 広島県地方港湾審議会条例第三条第二項の規定により、土木建築局空港港湾部長の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する広島県尾道系崎港地方港湾審議会の委員として任命する。</p>

(広島県福山港地方港湾審議会の委員の任命)
第三十二条 広島県地方港湾審議会条例第三条第二項の規定により、土木建築局総括官の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する広島県福山港地方港湾審議会の委員として任命する。

(広島県都市計画審議会の幹事の任命)
第三十三条 (略)

- 一 一七 (略)
- 八 土木建築局総括官
- 九 (略)

(広島県開発審査会の幹事の任命)
第三十五条 広島県開発審査会条例(昭和四十四年広島県条例第五十六号)第六条第二項の規定により、次に掲げる職にある者を幹事として任命する。

- 一 (略)
- 二 土木建築局総括官
- 三 一八 (略)

(広島県福山港地方港湾審議会の委員の任命)
第三十二条 広島県地方港湾審議会条例第三条第二項の規定により、土木建築局空港港湾部長の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する広島県福山港地方港湾審議会の委員として任命する。

(広島県都市計画審議会の幹事の任命)
第三十三条 (略)

- 一 一七 (略)
- 八 土木建築局建設企画部長
- 九 (略)
- 十 土木建築局建築技術部長

(広島県開発審査会の幹事の任命)
第三十五条 広島県開発審査会条例(昭和四十四年広島県条例第五十六号)第六条第二項の規定により、次に掲げる職にある者を幹事として任命する。

- 一 (略)
- 二 土木建築局建築技術部長
- 三 一八 (略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。